

Client Alert

2014 年 12 月号 (Vol.12)

1. はじめに
2. 知的財産法： 裁判所における 2013 年度の知財事件の審理概況
3. 競争法 / 独禁法： 不当表示に対する課徴金を導入した景品表示法の改正法の成立
4. 競争法 / 独禁法： 米国司法省、企業結合のガン・ジャンピング事案を摘発
5. エネルギー・インフラ： 環境省、グリーン投資に関する情報開示及び評価の在り方についての中間取りまとめを発表
6. 労働法： 衆議院解散により改正労働者派遣法案が廃案
7. 会社法： 会社法施行規則等の改正に関するパブコメ募集開始
8. 一般民事： 「行政機関等の保有するパーソナルデータに関する研究会」の中間整理
9. M&A： 「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方」の審議状況
10. ファイナンス・ディスクロージャー： 東証、2014 年度上半期における不適正開示の状況等を上場会社に通知
11. 税務： BEPS 行動計画 7 公開草案 モデル租税条約の PE 除外規定から情報収集活動の削除も検討
12. 中国・アジア： インドネシアにおける外貨建オフショアローン等規制の導入
13. 新興国： トルコにおける近時の公開買付規制の改正

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2014 年 12 月号 (第 12 号) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

2. 知的財産法：裁判所における 2013 年度の知財事件の審理概況

今般、裁判所における 2013 年度の知財事件の審理に関する統計データ等が公表されました (「知的財産高等裁判所、東京地方裁判所・大阪地方裁判所知的財産権部各部の事件概況」法曹時報第 66 巻第 11 号 95 ページ、<http://www.ip.courts.go.jp/documents/statistics/index.html>) 。

全国の地裁における知的財産権関係民事訴訟の第一審は、新受件数が 552 件、既済件数が 608 件 (2011 年度は同 518 件、620 件、2012 年度は同 567 件、503 件)、平均審理期間は 15.7 ヶ月 (2011 年度は 13.4 ヶ月、2012 年度は 15.7 ヶ月) であり、既済件数が大幅に増加しています。一方、平均審理期間は過去 10 年間で二番目に長い期間であった前年度と同一となっています。

Client Alert

次に、知財高裁における知的財産関係民事訴訟の控訴審は、新受件数が114件、既済件数が99件（2011年度は同90件、91件、2012年度は同101件、108件）平均審理期間は6.7ヶ月（2011年度は7.5ヶ月、2012年度は7.7ヶ月）であり、新受件数、既済件数ともに前年度並みの水準でしたが、平均審理期間は過去10年間で最も短い期間となっています。また、審決取消訴訟については、新受件数が353件、既済件数が429件（2011年度は同453件、407件、2012年度は同457件、463件）平均審理期間は7.6ヶ月（2011年度は7.5ヶ月、2012年度は8.0ヶ月）となっており、新受件数に大幅な減少が見られます。これは、主に特許に関する当事者系審判に対する取消訴訟が減少したことによるものですが、その原因が単なる一時的な減少なのか、2012年4月1日に施行された改正特許法による審決予告制度（特許法164条の2）及び審決取消訴訟提起後の訂正審判請求の禁止（特許法126条2項）の影響によるものなのかは不明とされています。

弁護士 岡田 淳
☎ 03-5220-1821
✉ atsushi.okada@mhmjapan.com
弁護士 池村 聡
☎ 03-6266-8507
✉ satoshi.ikemura@mhmjapan.com

3. 競争法 / 独禁法 : 不当表示に対する課徴金を導入した景品表示法の改正法の成立

前号の続報となりますが、2014年11月19日に「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律」が成立し、同月27日に公布されました。公布日から1年6ヶ月以内の政令で定める日に施行されます。

本改正は、不当表示を行った事業者に対する課徴金の制度を新たに導入するものです。課徴金の対象とされているのは、優良誤認表示（商品・役務の品質等、内容の優良性について一般消費者に誤認を与える表示）及び有利誤認表示（価格等、取引条件の有利性について一般消費者に誤認を与える表示）の場合です。優良誤認表示については不実証広告の規定があり、違反の疑いのある表示につき消費者庁長官から表示の裏付け資料の提出を求められたのに対して事業者が期間内に合理的な根拠資料を提出しない場合に、不当表示と推定される点にも注意が必要です。なお、事業者が不当表示であると知らず、かつ知らないことにつき「相当の注意」を怠らなかつたと認められる場合は課徴金の賦課から除外されています。「相当の注意」としては、基本的には通常の商慣行に則って表示の際に必要な注意を行っていれば足りるとされますが、今後作成されるガイドラインによる明確化が予定されています。

課徴金の金額は、「課徴金対象期間」における不当表示に係る商品役務の売上額の3%で、その期間の上限は3年間です。「課徴金対象期間」は、不当表示行為を行った期間だけでなく、それをやめた後も当該不当表示に係る商品役務の取引をしていた場合にはその期間（6ヶ月間、又は誤認排除措置がとられるまでの間）が加算される点にも注意

Client Alert

が必要です。また、事業者が調査を受ける前に不当表示の自主申告をした場合に課徴金が50%減額される規定や、所定の手続きに従って被害回復のための返金措置を行った場合に返金措置の金額分だけ課徴金が減額される規定が設けられたことも実務上注目すべき点です。

不当表示に係る商品役務の最大3年分の売上高の3%という課徴金額は、少なからぬインパクトを有しているといえます。課徴金リスクを回避・低減するため、不当表示に関するコンプライアンス体制を整備することの実務上の重要性はますます高まっているといえます。折しも2014年11月14日に消費者庁は、先行して成立した改正法との関係で不当表示等を防止するための管理体制の整備に関わるガイドライン（「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」）を策定しており、これらを参考にしながら表示等の管理の体制を再検討していくことの必要性は強まっています。

弁護士 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhmjapan.com
弁護士 川原 健司
☎ 03-6266-8591
✉ kenji.kawahara@mhmjapan.com

4. 競争法 / 独禁法 : 米国司法省、企業結合のガン・ジャンピング事案を摘発

2014年11月7日、米国司法省は、Hart-Scott-Rodino法（「HSR法」）に基づく企業結合届出後の待機期間満了前（司法省の審査中）に事業統合の行為を行った事業者らに対してシャーマン法1条違反及びHSR法違反に基づく民事訴訟を連邦地裁に提起し、当該事業者らとの和解に至ったことを公表しました。本件では、企業結合審査については司法省が第2次審査を実施した後で当事会社に競争上の懸念を表明した結果、当事会社は企業結合の実行を断念したため、待機義務違反のみがその後も審査されました。

本件では、両事業者（F社及びS社。いずれも非日本企業）はある木材の事業で競合関係にあったところ、F社がS社の工場を買い受ける契約を締結しました。司法省が問題視したのは大別して2点、両当事者の合意による譲渡対象であるS社の工場のうち一つの閉鎖（生産量制限行為）及びS社の当該閉鎖工場の顧客をF社に融通する便宜を図る行為（顧客分割）です。特に上記としては、S社の閉鎖工場の顧客の名称、連絡先、各顧客の購入製品や数量等の競争上センシティブな情報がF社に提供され、その情報がF社内で販売担当の従業員に流されていたという事実も含まれました。

司法省との和解では、HSR法違反に関してF社側・S社側それぞれが民事制裁金190万ドルを支払い、加えてシャーマン法1条に基づく不法利益の吐き出し（disgorgement）としてF社が115万ドルを支払うこととされました。本件における法定の民事制裁金上限はそれぞれ356万ドル余（1日当たり16,000ドル）でしたが、司法省は両事業者による証拠の提出等の調査協力等を考慮して上記の金額で和解したとしています。不利益

Client Alert

益の吐き出しに関しては、司法省は顧客融通による F 社の不当な収益分を合理的に概算した金額であるとしています。

上記のほか、和解合意書中では、当事会社に対し、M&A 取引に際して競合製品に係る価格・生産量・顧客に関わる合意をすることや情報を開示すること等を禁じる内容が定められていますが、例外として、通常の事業活動を継続する合意、買収対象資産の価値に重大な影響を与える行為の禁止合意、デュー・ディリジェンス目的に限定し営業・販売担当者に情報が渡ることを禁じた機密保持契約に基づく情報開示、といった一定類型の行為は許容されており、この点は M&A における当事者間の情報授受についての考え方の一般論としても参考になるものと考えられます。

本件事案は、競争当局に届出をした案件における、クリアランス・取引実行までの間の当事会社の対応に警鐘を鳴らすものといえ、今後 M&A 取引を行うに際しては改めて注意することが必要です。

弁護士 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhmiapan.com
弁護士 川原 健司
☎ 03-6266-8591
✉ kenji.kawahara@mhmiapan.com

5. エネルギー・インフラ：環境省、グリーン投資に関する情報開示及び評価の在り方についての中間取りまとめを発表

2014 年 11 月 11 日、環境省は、「グリーン投資に関する情報開示及び評価の在り方について（中間取りまとめ）」（「本中間取りまとめ」）を発表しました。

本中間取りまとめは、再エネ事業又はその設備を投資対象とする金融商品につき、従来の情報開示の在り方によるだけでは投資家に適切な投資判断をするための情報が十分提供されないという問題意識の下、幅広い投資家による投資を促進するために投資家に開示すべき情報を特定し、一定のガイドライン等を策定することを目的としています。

具体的には、一般的な再生可能エネルギー向け投資ファンドのリスク・リターン特性、環境効果に関する特性を検討したうえで、情報開示の在り方につき、事業運営の安定性に関する情報（事業リスクに関する情報を、開発・建設段階と操業・撤去段階のそれぞれについてリスクの種類ごとに整理）、環境効果に関する情報（「グリーン」の社会的意義と財務面のいずれを重視するかに応じて整理）、ファンドの仕組み・運営に関する情報（投資方針・投資基準等、ポートフォリオ構築方針、運用期限・分配方針等）に分けて、留意点や開示すべき情報として考えられる事項の内容につき検討しています。

本中間取りまとめは、東京証券取引所で開設が準備されているインフラ市場に上場するファンドの情報開示においても参考とされることが期待されており、今後の実務への影響が注目されます。

Client Alert

弁護士 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhmjapan.com

弁護士 岡谷 茂樹
☎ 03-5220-1862
✉ shigeki.okatani@mhmjapan.com

弁護士 弘世 和久
☎ 03-6266-8551
✉ kazuhiisa.hirose@mhmjapan.com

6. 労働法：衆議院解散により改正労働者派遣法案が廃案

2014年11月21日の衆議院解散により、先の通常国会に続いて再提出されていた改正労働者派遣法案が、審議未了のため廃案となりました。同様に、職場での女性の活躍支援に向けた行動計画策定の法制化を目指した女性活躍推進法案も廃案となりました。

一方、2014年11月21日、高度専門知識等を有する有期雇用者と定年後の有期継続雇用者を対象に労働契約法が定める無期転換ルールの特例を設ける「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案」は、衆議院本会議で可決され、成立しました。同法案は、2015年4月1日から施行される予定です。

弁護士 高谷 知佐子
☎ 03-5223-7717
✉ chisako.takaya@mhmjapan.com

弁護士 荒井 太一
☎ 03-5220-1853
✉ taichi.arai@mhmjapan.com

7. 会社法：会社法施行規則等の改正に関するパブコメ募集開始

2014年11月25日、会社法の改正に伴う会社法施行規則等の改正案が公表され、同年12月25日を期限とするパブリックコメント手続が開始されました。また、これに併せて、改正会社法の施行日が2015年5月1日を予定している旨が公表されました。

この会社法施行規則の改正案の中で、実務上特に注意が必要となる点としては、以下の事項が挙げられます。

内部統制システムの整備に関して、(i) 企業集団における業務の適正を確保するための体制としての子会社管理体制（100条1項5号）や(ii) 監査役を監査を支える体制等（100条3項）についての規定の追加

事業報告の内容に関して、(i) 社外取締役を置くことが相当でない理由（124条2項）(ii) 内部統制システムの運用状況の概要（118条2号）(iii) 株式会社とその親会社等との間の一定の利益相反取引が当該株式会社の利益を害さないかどうかについての取締役の判断及びその理由等（118条5号）を記載事項とする旨の規定の追加

Client Alert

事業報告のウェブ開示について、ウェブ開示を可能とする事項を拡大（133条3項1号）

個別の経過措置規定が定められている事項は存在するものの、6月総会会社における2015年6月総会の招集通知は、かかる改正後の会社法施行規則を前提に事業報告及び参考書類等を作成することが必要となりますので、ご注意ください。

弁護士 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhmjapan.com

弁護士 河島 勇太

☎ 03-6266-8734

✉ yuta.kawashima@mhmjapan.com

8. 一般民事：「行政機関等の保有するパーソナルデータに関する研究会」の中間整理

2014年6月24日の「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」（IT総合戦略本部）は、主に民間事業者が保有するパーソナルデータを対象として、本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みの導入（個人データ等から「個人の特定性を低減したデータ」への加工と本人の同意の代わりとしての取扱いに関する規律を定める。）等を制度改正の基本的な枠組みとして提示しました。

同大綱では、行政機関等が保有するパーソナルデータは、民間部門の保有するデータとは異なる特質（取得プロセスにおける義務性・権力性と個人にとって秘匿性の高い情報が多いこと）があることから、民間部門とは別に検討を行うこととされていましたが、2014年11月21日、「行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」（総務省）の「中間的な整理」が公表されました。

同整理では、公益的目的に限定する（原則として非商業的利用）、個人の特定性を低減したデータとして加工提供できる個人情報の範囲を限定する（取得プロセスにおける義務性・権力性のある情報は基本的に除外）、情報提供先での規律を定める（詳細はIT本部での民間部門の規律についての方向性を踏まえて検討）等、民間部門の保有する情報に比べ、限定的な運用の方向性が示されています。

医療データを活用した創薬事業等を典型例として、行政部門の保有するパーソナルデータの利用についての民間部門からの期待は強く、年内を目処に行われる予定の最終報告の行方が注目されます。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan06_02000019.html

弁護士 早川 学

☎ 03-5223-7748

✉ gaku.hayakawa@mhmjapan.com

Client Alert

9. M&A : 「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方」の審議状況

2014年11月12日及び同年11月25日、コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議がそれぞれ開催され、「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方のたたき台」について審議が行われています。

コーポレートガバナンス・コードは本レター7月号においても紹介した通り、取締役である独立役員の確保等のガバナンスに関する事項が中心となっていますが、株主の権利・平等性の確保の観点から、買収防衛策や、株主の利益を害する可能性のある資本政策（増資、MBO等）についても、一定の原則が示されており、M&Aの観点からも注目されます。

例えば、買収防衛策については、買収防衛策の導入・運用について、必要性・合理性を検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行うことが示され、当該上場会社に対する公開買付けが行われた場合に、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない旨が規定されています。

公表された「たたき台」についての審議は継続中であり、議論の進捗によっては実務への影響が生じることも考えられるため、M&Aの観点からもコーポレートガバナンス・コードの審議状況については引き続き注目していく必要があります。

弁護士 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com
弁護士 佐川 雄規
☎ 03-6266-8759
✉ yuki.sagawa@mhmjapan.com

10. ファイナンス・ディスクロージャー :

東証、2014年度上半期における不適正開示の状況等を上場会社に通知

東京証券取引所は、2014年11月28日、「平成26年度上半期における不適正開示状況及び注意すべき事項」（「本資料」）を取りまとめ、東京証券取引所の上場会社に通知しました。

本資料によれば、2014年度上半期（「本上半期」）に163件（平成25年度同期：100件）の不適正開示事例が発生しており、最近3年間の各半期では最多の件数となっています。上場会社1社あたりの不適正開示件数についても、本上半期は、平成24年度の同期間と比べて約1.5倍、平成25年度の同期間と比べて約1.3倍になっており、大阪証券取引所の現物市場との統合（2013年7月16日付）を考慮したとしても、全体として不適切開示件数は増加傾向にあるといえます。

本上半期の不適正開示の類型としては、決算発表資料の訂正に関する事案が最も多く、次いで、親会社や支配株主の異動に関する事案、主要株主等の異動に関する事案に関する事案が多い状況でした（これらの事案数が、本上半期の不適正開示事案数の過半数に上ります。）

Client Alert

また、不適切開示の原因類型としては、社内チェック・連絡体制の不備、適時開示基準の誤認及び適時開示項目の認識不足が全体の過半数を占め、特に、「子会社の異動」に関する不適切開示件数の原因としては、社内チェック・連絡体制の不備が全体の8割以上と、突出して多くなっています。

さらに、本資料では、適時開示資料を自社のウェブサイトで公表する場合、TDnetでの開示前に自社のウェブサイトが開示が行われてしまうこと等のないよう、社内ルールやチェック体制の確立が必要である旨の指摘がなされています。

このように、不適切な開示を防止するためには、適時開示に関する社内ルール、体制の整備が不可欠です。不適切な開示・不開示が行われた場合には上場廃止となる場合もありうることから、各社においてはかかる整備を十分に行っていただく必要があります。

弁護士 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhmiapan.com
弁護士 尾崎 健悟
☎ 03-6266-8929
✉ kengo.ozaki@mhmiapan.com

11. 税務：BEPS 行動計画 7 公開草案 モデル租税条約の PE 除外規定から情報収集活動の削除も検討

OECD は、2014 年 10 月 30 日、BEPS 行動計画 7 に関する公開草案（「本公開草案」）を公表しました。BEPS 行動計画は、多国籍企業による国際的な税務プランニングを通じたグローバルベースの税負担の極小化が世界的に問題となっていることを背景に、濫用的租税回避による税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting：BEPS）の問題に対応するため、G20 の要請により、OECD が 2012 年 6 月に開始したプロジェクトです。BEPS 行動計画は 15 の行動計画を定めており、このうち BEPS 行動計画 7 は恒久的施設（Permanent Equipment：PE）認定の人為的回避の防止に関するものです。

公表された本公開草案は、OECD が作成するモデル租税条約における PE の定義の修正を含めています。このうち、日本の企業にとって影響が大きいと考えられるのは、モデル租税条約 5 条 4 項の PE 除外規定に関する修正です。本公開草案は、修正案として複数の選択肢を示しており、例えば、単なる情報収集活動を行う場所を PE から除外している現在のモデル租税条約 5 条 4 項（d）を削除する案も検討されています。海外に情報収集目的で駐在員事務所を設置している日本企業も多く存在すると思われませんが、かかる案が採用された場合、将来的に当該駐在員事務所が現地国で PE 認定され課税される等の影響が懸念されるため、今後の動向が注目されます。

Client Alert

弁護士 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com

弁護士 小山 浩
☎ 03-6266-8589
✉ hiroshi.oyama@mhmjapan.com

弁護士 坂尾 陽
☎ 03-6266-8951
✉ akira.sakao@mhmjapan.com

12. 中国・アジア：インドネシアにおける外貨建オフショアローン等規制の導入

インドネシア中央銀行は、2014年10月28日、銀行以外の民間企業による外貨建オフショアローン等に関する新規則（「新規則」）を制定しました。新規則は、2015年1月1日より段階的に施行される予定です。

新規則のもとでは、外貨建てのオフショアローンその他のオフショア債務について、（1）ヘッジ比率、（2）流動性比率、（3）信用格付けについての規制が設けられています。なお、本規制は、物又はサービス等の取引関係から発生する債務には適用されず、いわゆる金融債務のみに適用されます。以下、その概要についてご紹介いたします。

（1）ヘッジ比率規制

外貨建オフショアローン等を有する銀行以外のインドネシアの民間企業（「対象企業」）は、各四半期末日において、外貨建流動負債のうち、（i）当該四半期の末日から3ヶ月以内に弁済期が到来するもの、及び（ii）当該四半期の末日から3ヶ月を超え6ヶ月以内に弁済期が到来するもののそれぞれについて、当該各金額から、同四半期の末日時点の外貨建流動資産の額を差し引いた額の最低20%（2016年1月1日以降は25%）につき、為替ヘッジを行うことが義務付けられました。

（2）流動性比率規制

対象企業は、各四半期の末日時点において、3ヶ月以内に弁済期が到来する外貨建流動負債について、流動性比率を50%（2016年1月1日以降は70%）以上とする必要があります。流動性比率とは、外貨建流動資産を外貨建流動負債で除した比率を意味します。

（3）信用格付け規制

対象企業は、2016年1月1日以降、外部格付機関からBB以上の格付けを取得していなければ、外貨建オフショアローンによる借入れができないこととなります。

Client Alert

但し、既存債務よりも有利な条件で行われるリファイナンスのための外貨建オフショアローンなど一部の 경우에는、本規制は適用されないものとされています。

2015年第3四半期以降は、新規則に違反した場合の制裁として、インドネシア中央銀行から警告書が発せられるほか、制裁が科せられた旨を海外の債権者、財務省等の関係機関に通知されることになっています。

新規則は、銀行以外のインドネシアの民間企業に対して適用され、グループ会社間のローンに関する例外規定も設けられていないため、現地子会社に対して外貨建資金を提供している日系企業にも大きなインパクトを与えるものと思われます。2015年から段階的に施行される予定ですので、今後の運用を注視する必要があります。

弁護士 埴 晋
☎ 03-6212-8362
✉ susumu.hanawa@mhmjapan.com

弁護士 竹内 哲
(ジャカルタ Akset 法律事務所出向中)
☎ 03-6266-8573
✉ tetsu.takeuchi@mhmjapan.com

弁護士 上野 満貴
(ジャカルタ Roosdiono & Partners 法律事務所 (a member of ZICOLaw) 出向中)
☎ 03-6266-8585
✉ michitaka.ueno@mhmjapan.com

弁護士 田中 亜樹
☎ 03-6266-8919
✉ aki.tanaka@mhmjapan.com

13. 新興国：トルコにおける近時の公開買付規制の改正

2014年に、トルコの公開買付けやスクイーズアウトに関する規則（コミュニケ）が改正されました。

まず、強制的公開買付義務に関して、従前は50%以上の資本若しくは議決権、又は過半数の取締役を指名・選任できる種類株式を取得した場合に、その後一定期間内に強制的公開買付けを行う義務が生じるとされていましたが、近時の改正で、上記の要件が50%超の議決権を取得した場合に変更され、また、株主間の合意の結果として経営支配権に変更が生じた場合という実質的な要件が追加されました。

また、任意的公開買付けに関しても、対抗買付けの仕組みや、対象会社の意見等に関する報告書の作成義務が追加される等の変更がありましたので、留意が必要です。

スクイーズアウトに関しては、従前は、公開会社の支配株主がスクイーズアウトを行うには、その議決権の95%以上の保有が必要でしたが、改正後は、議決権の98%以上の保有が必要（但し、一定の経過措置が設けられています。）とされました。その他、スクイーズアウトの手法に関する細かな整備が行われました。

Client Alert

今後、トルコの公開会社の株式取得を検討する際には、十分な注意が必要です。

弁護士 梅津 英明
☎ 03-6212-8347
✉ hideaki.umetsu@mhmjapan.com
弁護士 新井 朗司
☎ 03-6266-8768
✉ hiromasa.arai@mhmjapan.com
弁護士 草原 敦夫
☎ 03-6266-8974
✉ atsuo.kusahara@mhmjapan.com

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『会社法改正の総括と今後の実務上の課題～改正会社法の施行前後の対応を視野に入れて～』
開催日時 2014年12月12日(金) 9:30～12:00
講師 太子堂 厚子
主催 株式会社プロネクサス
- セミナー 『税理士が知っておくべき契約書の急所』
開催日時 2014年12月12日(金) 13:30～16:30
講師 大石 篤史
主催 株式会社日税ビジネスサービス
- セミナー 『民法改正(債権法)と企業実務への影響』
開催日時 2014年12月19日(金) 18:00～20:30
講師 菊地 伸
主催 東京商工会議所(経済法規・CSR委員会)

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『平成26年改正会社法 - 改正の経緯とポイント』(2014年11月刊)
出版社 株式会社有斐閣
著者 野村 修也、奥山 健志、石井 裕介、戸嶋 浩二、太子堂 厚子、久保田 修平、稲生 隆浩、代 宗剛、森田 恒平、河島 勇太、近澤 諒、田口 靖晃、若林 功晃、小林 雄介、白根 央、朽網 友章、立石 光宏、桑原 秀明、門松 優介、北山 昇、角田 望
- 本 『実務に効く 事業再生判例精選〔初版〕』(2014年11月刊)
出版社 株式会社有斐閣
著者 藤原 総一郎、浅井 大輔(共著)

Client Alert

- 本 『判例講義 民法 1 総則・物権〔第2版〕』(2014年11月刊)
出版社 悠々社
著者 鎌田 薫(共著)

- 本 『The Acquisition and Leveraged Finance Review』(2014年11月刊)
出版社 Law Business Research Ltd
著者 塩田 尚也、村上 祐亮(共著、Japan Chapterを担当)

- 論文 「会社法改正後の二段階買収実務と米国証券規制の適用」
掲載誌 旬刊商事法務 No. 2047
著者 李 政潤

- 論文 「会社訴訟をめぐる動きと弁護実務の課題」
掲載誌 ジュリスト 1474号
著者 松井 秀樹

- 論文 「満期前の裁判上の手形金請求と遡求権の保全」
掲載誌 別冊ジュリスト手形小切手判例百選〔第7版〕
著者 野村 修也

- 論文 「役員 賠償責任につながるリスク」
掲載誌 ビジネスロー・ジャーナル 2015年1月号
著者 澤口 実

- 論文 「外国公務員贈賄規制とグローバルコンプライアンス」
掲載誌 月刊監査役 No. 633
著者 梅津 英明

- 論文 「<企業法務>景品表示法の改正について ~課徴金制度法案を含め~」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.26 No.12
著者 松田 知丈

- 論文 「〔会社法務〕株式投資型クラウドファンディング」
掲載誌 企業会計 Vol.66 No.12
著者 増島 雅和

Client Alert

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

➤ Legal500 において高い評価を得ました

The Legal 500 Asia Pacific 2015 において、当事務所は 12 の分野で上位グループにランキングされました。また、各分野における leading individuals として当事務所の弁護士 15 名が選ばれました。詳細は以下の通りです。

< 分野 >

Antitrust and competition law
Banking and finance
Capital markets
Construction, projects and energy
Corporate and M&A
Insolvency
Dispute resolution
Intellectual property
Labour and employment
Real estate
Structured finance/ securitisation
Tax

< leading individuals >

石黒 徹 (Banking and finance, Capital markets)
射手矢 好雄 (Dispute resolution)
河井 聡 (Corporate/M&A)
桑原 聡子 (Banking and finance, Corporate/M&A)
佐藤 正謙 (Banking and finance, Real estate, Structured finance / securitisation)
中村 聡 (Capital markets)
藤原 総一郎 (Corporate/M&A)
高谷 知佐子 (Labour and employment)
石綿 学 (Corporate/M&A)
大石 篤史 (Tax)
小澤 絵里子 (Real estate)
飛松 純一 (Corporate/M&A, Dispute resolution)
武川 丈土 (Construction, projects and energy)
鈴木 克昌 (Capital Markets)
宇都宮 秀樹 (Antitrust and competition law)

Client Alert

- 眞鍋 佳奈 弁護士がヤンゴンオフィス共同代表に就任しました
2014年11月10日付にて、眞鍋 佳奈 弁護士がヤンゴンオフィス共同代表に就任いたしました。なお、眞鍋弁護士は2015年1月を目途にシンガポールオフィス所属パートナーとなり、ヤンゴンオフィス及びシンガポールオフィスにて執務を行う予定です。
- 野村 修也 弁護士が厚生労働省 顧問に就任しました
- 石本 茂彦 弁護士が経済産業省通商政策部会不公正貿易政策・措置調査小委員会 委員に就任しました
- Euromoney Legal Media Group が主催する、Asia Women in Business Law Awards 2014 において、当事務所は Best firm in Japan を受賞しました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com